平成２４年（フ）第２２７９号
札幌市西区西野７条８丁目９番10号　ＭＴハウス203号
債務者　清水　郁子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８６号
札幌市豊平区豊平３条７丁目１番23―402号
債務者　信太　裕二
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３２０号
札幌市中央区南13条西11丁目３番２―301号
債務者　ドイル千賀子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７９号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番91―378号
債務者　畑山　駿一
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８９号
札幌市北区屯田６条３丁目１番33号
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９８号
北海道千歳市寿２丁目７番３号
債務者　大田　　肇
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２０号
北海道江別市高砂町16番地の12　サンロード103号
債務者　工藤　友広
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２７号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目４番１―102号
債務者　内海　健造
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２８号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目４番１―102号
債務者　内海　正子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６１号
札幌市西区西野６条２丁目８番13号　ツインポイントＡ―102号
債務者　三浦　祐子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８７号
札幌市西区発寒６条12丁目５番28―205号
債務者　大川　育美
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
北海道稚内市萩見１丁目７番４号
債務者　阿部　　研
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第３２４号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017番地２
債務者　酒井　健一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２８号
群馬県伊勢崎市宮子町3549番地14
債務者　小池　雅美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３０号
群馬県前橋市下細井町356　横山ハイツＢ202号室、住民票上の住所群馬県安中市原市2967番地２
債務者　相川　治幸
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６８９号
埼玉県狭山市新狭山２丁目24番地の１　プリミテージュ新狭山404
債務者　田口　尚美（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５２号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地17―302
債務者　前田紀代美
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１６号
相模原市中央区田名6003番地４
債務者　勝　ひとみ（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部